

**令和元年10月1日から  
消費税率の引上げに伴い通行料金を改定します**  
～ **E45** 三陸自動車道・利府中 IC～鳴瀬奥松島 IC ～

宮城県道路公社(理事長：小野寺好男)では、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)に基づく消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、**E45** 三陸自動車道・利府中 IC～鳴瀬奥松島 IC間の通行料金を下記のとおり改定します。

記

1 新旧料金表

新料金 (単位：円)

510	410	310	210	鳴瀬奥松島
610	460	310	210	
710	560	410	260	
300	200	100	370	
400	250	100	松島北	630
450	300	150		
200	100	松島大郷	210	580
300	150		320	950
300	150			
100	松島海岸	210	420	790
150		370	690	1,320
150				
利府中	210	420	630	1,000
	370	740	1,060	1,690

旧料金 (単位：円)

510	410	310	210	鳴瀬奥松島
610	460	310	210	
710	560	410	260	
300	200	100	360	
400	250	100	松島北	620
450	300	150		
200	100	松島大郷	210	570
300	150		310	930
300	150			
100	松島海岸	210	420	780
150		360	670	1,290
150				
利府中	210	420	630	990
	360	720	1,030	1,650

凡例

軽自動車等 普通車 中型車	10名
10名	大型車 特大車

改定後の料金は、令和元年9月6日以降宮城県道路公社ホームページでご確認いただけます。

<https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/guide.html>

2 実施年月日

令和元年10月1日

以上